

沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理を求める意見書

昭和18年から19年にかけて、旧陸海軍は本土防衛のための前線基地として読谷、嘉手納等に飛行場を建設し、また小禄（現那覇）飛行場を拡張しました。

これらの旧軍飛行場用地は戦時体制の下で急速軍備拡充のため、国家総動員法を背景にして強制接收されたものであることは周知の事実であります。

当該用地の接收に際して、当時の軍関係者は『戦争が終結の暁には土地は地主に返す』と約束しており、終戦の時点で旧地主に返還すべきでありました。

本土における類似の旧軍飛行場用地は終戦時、あるいは戦後の早い時期に旧地主に返還されております。

例えば、旧席田陸軍飛行場（現福岡空港の一部）が昭和20年8月に旧地主に無償で返還され、また、全国の242箇所にのぼる旧陸海軍の飛行場用地については昭和20年11月に閣議決定された『緊急開拓事業実施要領』に則り旧地主への返還が行われいわゆる戦後処理がなされました。

ところが、ひとり沖縄県だけは復帰後29年が経過したにもかかわらず、旧軍飛行場用地の戦後処理がなされておられません。

このことは、本土の類似事例が早々に戦後処理された事実を照らして余りにも不公平な措置と言わざるを得ません。

これらの旧軍飛行場用地について、本県における未解決の戦後処理事案として、政治的な配慮を賜り速やかに解決して頂きますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年9月26日
沖縄県中頭郡北谷町議会

衆議院議長 綿貫民輔 殿
参議院議長 井上 裕 殿